

平成29年度入札参加資格の格付けに係る主観的事項審査資料の提出について（県内建設業者対象）

本県では、毎年度、県内建設業者を対象に、主観的事項の審査による点数（主観点数）を加えて、請負業者有資格者名簿の格付けを行っておりますので、主観点数の加点を希望される場合は以下のとおり資料をご提出ください。

1 主観的事項審査の申請項目

区分	対象項目	評点	確認書類	制度に関する問合せ先
1	平成29年1月31日現在において、ISO9001の認証を取得している者	10点	・登録証の写し及び認証範囲の確認できる書類の写し (日本語で記載されていない場合は日本語訳を添付)	(公財)日本適合性認定協会の認定を受けた各審査登録機関
2	平成29年1月31日現在において、ISO14001の認証を取得している者	10点		
3	平成29年1月31日現在において、エコアクション21の認証・登録を受けている者	10点	・認証・登録証の写し	エコアクション21 地域事務局 (金沢商工会議所) TEL:076-263-1157
4	平成29年1月31日現在において、いしかわ事業者版環境ISOの登録を受けている者	5点	・登録証の写し	石川県環境部 温暖化・里山対策室 TEL:076-225-1462
※ 「2 ISO14001」「3 エコアクション21」「4 いしかわ事業者版環境ISO」については、 <u>いずれかひとつについてのみ加点を受けられます。</u>				
5	平成29年1月31日までに、「次世代育成支援対策推進法」第12条に基づき、行動計画を厚生労働大臣に届け出をした者	10点	・一般事業主行動計画策定・変更届（労働局の受付印があるもの）の写し (計画期間に平成29年1月31日を含むもの又は計画期間の始期が平成29年2月1日以降であるもの)	石川労働局 雇用環境・均等室 TEL:076-265-4429

区分	対象項目	評点	確認書類	制度に関する問合せ先
6	<p>平成28年度において「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条に定める障害者を常時雇用している者（以下のいずれか）</p> <p>(1) 常時雇用する労働者が50人以上の者で、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に基づき障害者を雇用し、かつ常用労働者の数に対する障害者の割合（障害者雇用率）が、同法に定める率（法定雇用率）以上である者</p> <p>(2) 常時雇用する労働者が49人以下の者で、平成29年1月31日現在において、障害者を1人以上雇用している者</p>	10点	<p>(1) 常時雇用する労働者が50人以上の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管するハローワークに提出している障害者雇用状況報告書の写し <p>※ 障害者雇用率が法定雇用率未満の場合は対象外です。</p> <p>(2) 常時雇用する労働者が49人以下の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用状況申告書（別紙様式その1） 	<p>(1) 最寄りのハローワークにお問い合わせください。</p> <p>(2) 石川県土木部監理課 TEL:076-225-1712</p>
7	<p>平成25年度から平成26年度までに石川県建設業復業化支援プログラムの承認を受け、承認を受けた事業を営んでいる者</p>	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・以下①～③をすべて提出 ① 石川県建設業復業化支援プログラムの承認を受けたことが確認できる書類の写し ② 石川県建設業復業化支援プログラム承認事業の実施状況（別紙様式その2） ③ 新分野事業を営んでいることが確認できる書類（株主総会・取締役会等の議事録の写し、事業案内パンフレット、写真等） 	<p>石川県土木部監理課 TEL:076-225-1712</p>
<p>※ 「7 建設業復業化支援プログラムの承認」については、承認から5年間を限度として加点を受けられます。（例として、平成25年度に承認を受けた場合の加点期間は、平成25年度～平成29年度の5年間となります。）</p> <p>また、「8 いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の採択」と重複して加点を受けることはできません。</p>				

区分	対象項目	評点	確認書類	制度に関する問合せ先							
8	<p>いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の下記アからキに該当する支援メニューについて採択を受けた者（以下のいずれか）</p> <p>(1) 平成27年度から平成28年度にいしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の採択を受け、採択を受けた事業を営んでいる者</p> <p>(2) 平成29年度にいしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の採択を受けた者</p> <table border="1" data-bbox="259 560 1016 999"> <tr> <td data-bbox="259 560 1016 635">ア 中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 635 1016 710">イ 中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援（小規模企業者枠）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 710 1016 785">ウ 中小企業による海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援（海外展開支援枠）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 785 1016 836">エ 新しい食品加工ビジネスモデル構築支援事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 836 1016 887">オ 農林水産物の一次加工施設等整備支援事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 887 1016 938">カ 農業参入によるビジネスモデル構築支援事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 938 1016 999">キ 新商品開発・健康サービス創出支援事業</td> </tr> </table> <p>ただし、採択を受けた事業内容が下記の場合は加点しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商品等の開発・事業化のために行う実現可能性調査、研究 ・既に新分野に進出している事業者がさらなる顧客獲得等のために行う事業 	ア 中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援	イ 中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援（小規模企業者枠）	ウ 中小企業による海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援（海外展開支援枠）	エ 新しい食品加工ビジネスモデル構築支援事業	オ 農林水産物の一次加工施設等整備支援事業	カ 農業参入によるビジネスモデル構築支援事業	キ 新商品開発・健康サービス創出支援事業	15点	<p>(1) 平成27～28年度に採択を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下①～③をすべて提出 ①いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の採択を受けたことが確認できる書類の写し ②いしかわ産業化資源活用推進ファンド採択事業の実施状況（別紙様式その3） ③採択事業を営んでいることが確認できる書類（株主総会・取締役会等の議事録の写し、事業案内パンフレット、写真等） <p>(2) 平成29年度に採択を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の採択を受けたことが確認できる書類の写し <p>※ (2)については、採択を受けた日から2週間以内に審査資料を提出してください。</p>	<p>石川県商工労働部 産業政策課 TEL:076-225-1512</p>
ア 中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援											
イ 中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援（小規模企業者枠）											
ウ 中小企業による海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援（海外展開支援枠）											
エ 新しい食品加工ビジネスモデル構築支援事業											
オ 農林水産物の一次加工施設等整備支援事業											
カ 農業参入によるビジネスモデル構築支援事業											
キ 新商品開発・健康サービス創出支援事業											
<p>※ 「8 いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の採択」については、承認から5年間を限度として加点を受けられます。（例として、平成27年度に採択された場合の加点期間は、平成27年度～平成31年度の5年間となります。）</p> <p>また、「7 建設業複業化支援プログラムの承認」と重複して加点を受けることはできません。</p>											

区分	対象項目		評点	確認書類	制度に関する問合せ先	
9	右のアからケに該当する者に、該当する項目数に応じて加点する。	ア 平成29年1月31日現在において、いしかわ我がまちアドプト制度について、 <u>活動団体として活動を行っている者</u> (<u>サポーターとして支援のみの場合は対象外</u>)	1項目 5点	・認定書の写し（活動団体認定書）	石川県土木部道路整備課 TEL:076-225-1726	
		イ 平成29年1月31日現在において、消防団協力事業所表示制度について、市又は町から「協力事業所」として認定されている者			・認定証又は表示証の写し	石川県土木部河川課 TEL:076-225-1736
		ウ 平成29年1月31日現在において、いしかわ男女共同参画推進宣言企業の認定を受けている者			・認定書の写し	石川県土木部港湾課 TEL:076-225-1746
		エ 平成29年1月31日現在において、エコドライブ推進事業所の認定を受けている者	2項目以上 10点	・認定証の写し	各市町の消防担当部署にお問い合わせください。	石川県県民文化局 男女共同参画課 TEL:076-225-1376
		オ 平成29年1月31日現在において、いしかわ版里山づくりISOの認証を受けている者		・認証書の写し		石川県環境部 温暖化・里山対策室 TEL:076-225-1462
		カ 平成29年1月31日現在において、企業の森づくり推進事業について、協定を締結している者	・協定書の写し	石川県農林水産部森林管理課 TEL:076-225-1641		
		キ 平成29年1月31日現在において、協力雇用主として金沢保護観察所に登録している者	・保護観察所発行の証明書	法務省金沢保護観察所 TEL:076-261-0059		
		ク 平成29年1月31日現在において、建設業法第26条第1項に定める主任技術者となりうる女性技術者を雇用している者	・女性技術者の雇用に係る申告書 (別紙様式その5)	石川県土木部監理課 TEL:076-225-1712		
		ケ 平成28年度において、建設統計調査について、国土交通大臣から表彰を受けた者	・表彰状の写し			
<p>※ 同一内容の取組みにより複数に該当する場合は1項目として数えます。（森づくり活動がオとカの両方に該当する場合等） また、認定書の写し等で商号・名称が確認できない場合は、社会的取組に関する活動参加報告書（別紙様式その4）を併せて提出してください。</p>						

2 申請によらず加点等を行う項目について

主観的事項審査の対象項目のうち、以下の項目については県が有する情報に基づき加点等を行うので、申請は不要です。

対象項目	評点				
	工事成績	65点未満	65点～75点未満	75点 … 90点以上	
工事成績（3年平均又は5年平均） ※ 工事成績評定の平均点数は、石川県土木部監理課技術管理室から通知されます。					
	主観点数	-25点	0点	25点 … 100点	
優良工事表彰（平成28年度）	知事表彰20点、部長表彰10点				
契約後VE提案（平成28年度）	15点				
災害時等における応急対策工事の協力者等（平成29年3月31日現在） ※ 石川県と建設業協会等との間で締結している協定の協力者に対し加点します。	石川県建設業協会又は石川県森林土木協会	10点	} 最大	15点	
	各地区建設業協会又はプレハブ建築協会	5点			
指名停止（平成28年度）	指名停止期間に応じて -10点～-50点				
営業停止（平成28年度）	営業停止期間に応じて -10点～-50点				

3 審査資料の提出について

(1) 受付期間 平成29年2月1日（水）～2月28日（火） **【必着】**

※ 更新手続等により、提出期限までに確認書類が間に合わない場合などは、その旨申し出て下さい。

(2) 提出方法 受付期間中に、建設業許可を所管する最寄りの土木総合事務所に提出して下さい。

※ 申請件数が多く、書類をご持参いただくと窓口が混雑し、他のお客様への対応に支障をきたしますので、郵送によりご提出くださるようお願いいたします。

(3) 提出書類 ① 主観的事項審査資料 2部（1部は申請者用控です。）

② 各項目に応じた確認書類 1部

③ 返信用封筒（切手貼付すること。）

4 問い合わせ先

石川県土木部監理課入札・契約グループ

〒921-8014 金沢市鞍月1-1（県庁行政庁舎15階） TEL 076-225-1712